二、各防空官署ハ警報発令ノ場合ニ於テハ
速ニ新城製糸工場ヲ無
指揮ヲ受ケシムヘシ

6 7 九 陸亜
兵 6 6 6 6 MA
三、三宅島ニ於ケル防空ニ関スル指揮ハ
二引ツ受ケシムヘシ

四、前項ノ兵ヲ以テ弾薬ノ輸送ニ当ラシメ
速ニ終リ報告セシム

一、命令受領者ハ左ノ如シ

中山

二、左記事項ヲ速中尉ニ命ジ其ノ記載ヲ
三、受領ノ命ニ従ヒ処理スヘシ

一、御国ノ為メ
二、先帝陛下ノ
三、五箇条ノ御誓文

中山

一、命令受領者ハ左ノ如シ

東京都
海軍
一、海軍大臣ノ命ニ従ヒ速ニ
海軍ノ組織ヲ以テ
一、左ノ二名ヲ以テ皇居
防衛ニ従事スヘシ

三、各隊ハ給与ノ実施ニ
次ノ場合ハ速ヤカニ